

請負業者賠償責任保険



東京2020 ゴールドパートナー（損害保険）

各種工事や作業などの遂行によって発生した対人・対物事故による損害を補償します。

企業
賠償責任



請負業者賠償責任保険とは？

1 保険の仕組み

請負業者賠償責任保険は、

①被保険者(🏠¹)の仕事(🏠²)の遂行に起因する事故(🏠³)

②施設(🏠⁴)の欠陥に起因する事故

について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(🏠⁵)に対して保険金をお支払いする保険です。

2 補償の内容

(1)保険金をお支払いする場合

仕事(🏠²)や施設(🏠⁴)に起因して、保険期間中に日本国内で発生した事故(🏠³)について、被保険者(🏠¹)が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

●仕事に起因する事故例

【対人事故】

建築現場から工具が落下し通行人がケガをした。

【対物事故】

窓ガラス清掃中に清掃用具が落下して、駐車中の他人の自動車を破損させた。

●施設に起因する事故例

【対人事故】

管理ミスで資材置場の材木が倒れ、近くで遊んでいた子供がケガをした。

【対物事故】

従業員の寄宿舎でガス漏れによる爆発事故が発生し、近隣の住宅が破損した。



🏠 ¹ 被保険者	この保険契約において補償を受けることができる次の方をいいます。 a. 記名被保険者(保険証券の記名被保険者欄に記載された者) b. 記名被保険者・その下請負人の使用人 c. 記名被保険者・その下請負人の理事・取締役その他法人の業務を執行する機関(役員等)(記名被保険者・その下請負人が法人の場合) d. 記名被保険者の構成員(記名被保険者が法人以外の社団の場合) e. 記名被保険者の同居の親族(記名被保険者が自然人の場合) f. 記名被保険者の下請負人 g. 発注者(保険証券の発注者欄に記載された者。記載した場合のみ被保険者に含まれます。)
🏠 ² 仕事	建設・組立工事や清掃作業等、記名被保険者にかかる業務・サービスをいいます。ご契約にあたっては、保険の対象とする仕事の範囲を申込書(明細書)に明確に記載していただきます。
🏠 ³ 事故	対人・対物事故をいい、他人の身体または生命を害したことを【対人事故】、他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損)したことを【対物事故】といいます。
🏠 ⁴ 施設	仕事(🏠 ²)の現場以外でその仕事の遂行のために記名被保険者が所有・使用・管理する特定の施設(資材置場、従業員寄宿舎等)をいいます。その現場以外の仕事にも使用される恒常的な施設(本社ビル等)は対象となりません。ご契約にあたっては、保険の対象とする施設の範囲を申込書(明細書)に明確に記載していただきます。
🏠 ⁵ 損害	損害賠償金の支払いや訴訟・調停・示談などにおける弁護士費用等の費用の支出をいいます。

(2) お支払対象となる保険金の種類

① 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、**被保険者** (♣¹) が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金



法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)の同意が必要となりますので、ご注意ください。

② 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)

③ 損害防止軽減費用

事故 (♣³) が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る**損害** (♣⁵) の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用

④ 緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または弊社の同意を得て支出したその他の費用

⑤ 協力費用

弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

(3) 保険金のお支払方法

① 法律上の損害賠償金は、その額から**免責金額** (♣⁶) を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご契約された**支払限度額** (♣⁷) が、お支払いの限度となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{① 法律上の損害賠償金} - \text{免責金額}$$

②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります(支払限度額は適用されません。)

$$\text{お支払いする保険金} = \text{② 争訟費用} + \text{③ 損害防止軽減費用} + \text{④ 緊急措置費用} + \text{⑤ 協力費用}$$

例外

「① 法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合は、② 争訟費用は、下記の式に従ってお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{② 争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{① 法律上の損害賠償金}}$$



♣⁶ 免責金額

お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

♣⁷ 支払限度額

保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。対人事故と対物事故について、合算で設定する方法と別々に設定する方法があります。「1事故あたり」で設定しますが、対人事故に限り、「被害者1名あたりの支払限度額」も設定します。

請負業者賠償責任保険とは？

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由により生じた**損害**([△5](#))等については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細は約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

① 土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴う土地の沈下、隆起、振動等による土地や建物の損壊、土地の軟弱化等による土地の損壊および地下水の増減等(近隣の井戸水が涸れた等)(*1)
② 施設である建物外部から内部への雨・雪等の浸入または吹込み
③ 自動車、原動機付自転車または航空機の所有・使用・管理(*2)
④ 占有を離れた商品、飲食物等の財物
⑤ 仕事 (△2)の終了、引渡しまたは放棄の後にその仕事の結果に起因して発生した 事故 (△3)
⑥ ちり・ほこりまたは騒音
⑦ 飛散防止対策等の損害発生の予防に必要な措置を取らずに行われた作業による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄錆または火の粉の飛散、拡散
⑧ 次の賠償責任(*3)(*4) a. 記名被保険者等 (△10)が所有・使用・管理する財物の損壊につき、正当な権利(所有権等)を有する者に対して負担する賠償責任 b. 被保険者(△1 のbからeまでの者に限ります。)が所有・使用・管理する財物(aの財物を除きます。)の損壊につき、正当な権利(所有権等)を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任
⑨ 石綿(アスベスト)、石綿の代替物質(それらを含む製品を含みます。)の発がん性その他の有害な特性
⑩ 汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出・放出(ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、弊社に通知されたものは、お支払いの対象となります。)または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
⑪ 医療行為等法令により特定の有資格者以外が行うことが禁じられている行為

⑫ 核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用(放射能汚染、放射線障害を含みます。)(ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。)

⑬ 保険契約者、**被保険者**([△1](#))の故意

⑭ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮

⑮ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任

⑯ 被保険者の同居の親族に対する賠償責任

⑰ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(死亡を含みます。)に起因する賠償責任

⑱ 排水または排気(煙を含みます。)

等

● お支払いできない主な事故例

【基礎に関する工事に伴う振動】

ビル建設の基礎に関する工事の振動に伴い、近隣の建物の窓ガラスにひびが入った。

【自動車の使用】

工事現場へ自走で移動中のブルドーザーが、公道で他の自動車に衝突し損壊させた。

【仕事の終了後の事故】

配管工事のミスで、引き渡しの翌日に水漏れ事故が発生した。

*1 地盤崩壊危険担保特約条項により、一定の条件のもとにお支払いの対象とできる場合があります。右頁 [3 オプション](#) をご参照ください。

*2 **作業場**([△8](#))または**施設**([△4](#))の内部で所有・使用・管理するブルドーザー等の工作車に起因する損害は、自賠償保険契約または自動車保険契約により補償されるべき金額を超える部分がお支払いの対象になります。

*3 一部オプションでお支払いの対象とできるものがあります。詳細は右頁 [3 オプション](#) をご参照ください。

*4 「所有・使用・管理する財物」とは次のものをいいます。
a. 所有する財物
b. 占有または使用している財物
c. 直接作業を加えている財物(その作業の対象となっている部分をいいます。)
d. 借りている財物(リース契約により占有する財物を含みます。)
e. 保管施設において保管するために預かっている財物
f. **支給財物**([△9](#))



△8 作業場	仕事 (△2)の行われている場所であって、不特定多数の人が出入りすることを制限されている場所をいいます。
△9 支給財物	仕事 (△2)の遂行のために発注者等から支給された工費用資材や設置工事の目的物(工費用仮設物の材料を含み、記名被保険者以外の者が所有するものに限りません。)をいいます。
△10 記名被保険者等	「 △1 被保険者」のa、f、gの者をいいます。

3 オプション

(1)補償範囲を拡大する特約条項

管理下財物損壊担保特約条項

記名被保険者等⁽¹⁰⁾が所有・使用・管理する財物(左頁*4のbからdの財物)の損壊に起因する損害⁽⁵⁾を、お支払いの対象とする特約条項です。

ただし、以下のものはお支払いの対象とはなりません。

- ・ 賃貸借契約に基づき借りている財物(ただし、仕事⁽²⁾の遂行のために臨時に借りている不動産を除きます。)の損壊
- ・ 保管施設において保管するために預かっている財物の損壊
- ・ 支給財物⁽⁹⁾の損壊
- ・ 運送を受託した貨物(ただし、その損壊が作業場⁽⁸⁾の内部で発生した場合を除きます。)の損壊
- ・ 塗装用材料の色または特性等の選択の誤りによる損害等

支給財物損壊担保特約条項

支給財物⁽⁹⁾の損壊による損害⁽⁵⁾をお支払いの対象とする特約条項です。

ただし、以下のものはお支払いの対象とはなりません。

- ・ 支給財物が正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊
- ・ 支給財物が他の財物に組み込まれた後に発見された損壊
- ・ 損壊した支給財物の使用不能等

リース・レンタル財物損壊担保特約条項

リース・レンタル財物⁽¹¹⁾を、①②の間に損壊したことによる損害⁽⁵⁾に対して保険金をお支払いする特約条項です。

①作業場⁽⁸⁾または施設⁽⁴⁾の内部で使用または管理している間

②作業場または施設の外部において、仕事⁽²⁾の遂行のために一時的に使用または管理している間

ただし、以下のものはお支払いの対象なりません。

- ・ リース会社など、正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊
- ・ 消耗品または消耗財に単独に生じた損壊
- ・ 傷などの外観上の損壊にとどまり、機能に支障のない損壊
- ・ 保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じた損壊
- ・ 電氣的または機械的な原因により生じた損壊
- ・ 損壊したリース・レンタル財物の使用不能等

地盤崩壊危険担保特約条項

土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴う地盤の崩壊(沈下、隆起、土砂崩れ等)または地下水の増減によって生じる土地や工作物等の損壊による損害⁽⁵⁾を、一定の条件のもとにお支払いの対象とする特約条項です。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

訴訟対応費用担保特約条項

この保険の対象となる事故⁽³⁾が発生し、被保険者⁽¹⁾に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、被保険者が応訴のために負担する事故の再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当な訴訟対応費用に対して保険金をお支払いする特約条項です。

初期対応費用担保特約条項

この保険の対象となりうる事故⁽³⁾が発生した際に、被保険者⁽¹⁾が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、対人事故の被害者への見舞金等の社会通念上妥当な初期対応費用に対して保険金をお支払いする特約条項です。

(2)その他の特約条項

対人・対物共通支払限度額特約条項

対人賠償・対物賠償で共通・合算の支払限度額⁽⁷⁾を設定する特約条項です。



4 保険期間

保険期間は契約方式により異なります。

(1)年間包括契約方式

年間に行うすべての**仕事**([②](#))を包括的に補償の対象とする契約方式で、保険期間は、1年です。

(2)スポット契約方式

特定の1つの**仕事**([②](#))を、補償の対象とする契約方式で、保険期間はその仕事の期間にあわせて設定いただけます。

いずれの契約方式でも、保険責任は、保険期間の始期日の午後4時に開始し、満期日の午後4時に終わります。

5 ご契約条件

支払限度額([⑦](#))、**免責金額**([⑥](#))、オプションの特約条項等を設定します。下表は標準的な設定例ですので、業種や想定される**事故**([③](#))に応じて個別に設定してください。

担保項目	支払限度額		免責金額
	被害者1名	1事故	
対人・対物 賠償共通(CSL)	1億円	1億円	なし

6 保険料に関する事項

(1)保険料の計算方法

保険料は、**仕事**([②](#))の具体的な内容、**保険料算出基礎数字**([①②](#))、過去の事故歴、ご契約条件(**支払限度額**([⑦](#))や**免責金額**([⑥](#))、各種特約条項の付帯等)によって決定されます。



保険料算出基礎数字(完成工事高、請負金額等)については、数字を確認できる公表資料や客観的資料等の確認資料のご提出をお願いします。

(2)保険料の精算(年間包括契約方式のみ)

年間包括契約方式の場合は、保険料の精算の有無をご契約時に選択いただけます。

a. 保険料の精算をしない場合

最近の会計年度等の数字を**保険料算出基礎数字**([①②](#))として使用します。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

b. 保険料の精算をする場合

ご契約時に、保険期間中の保険料算出基礎数字の見込みに基づき、暫定保険料を払い込みいただけます。また、保険期間終了時に、保険期間中の保険料算出基礎数字の実績を確認できる確認資料をご提出ください。弊社にて確定保険料を算出し、既に払い込みいただいている暫定保険料との差額を精算させていただきます。なお、確定保険料が契約締結時に定めた最低保険料を下回るときは、すでに払い込みいただいている暫定保険料と最低保険料の差額を精算させていただきます。



スポット契約方式の場合は、その**仕事**([②](#))の請負金額を保険料算出基礎数字として使用し、保険料の精算は行いません。



7 保険料例

(1)年間完成工事高3億円のリフォーム工事業者の場合 (年間包括契約方式)

【契約条件例】

- ・管理下財物損壊担保特約条項付帯
- ・支給財物損壊担保特約条項(高額タイプ)付帯

●対人・対物賠償共通(CSL)

支払限度額 (△7)	1名につき	1億円
	1事故につき	1億円
	支給財物損壊担保特約条項部分(内枠)	
	1事故につき	1,000万円
免責金額 (△6)	1事故につき	なし
	支給財物損壊担保特約条項部分	
	1事故につき	5万円

【上記契約条件の保険料】

計 約70万円

(2)請負金額5,000万円の設備工事の場合 (スポット契約方式)

【契約条件例】

管理下財物損壊担保特約条項付帯

●対人・対物賠償共通(CSL)

支払限度額	1名につき	5,000万円
	1事故につき	1億円
免責金額	1事故につき	1万円

【上記契約条件の保険料】

計 約22万円



仕事(△2)の具体的な内容、保険料算出基礎数字(△12)、過去の事故歴、ご契約条件(支払限度額(△7)や免責金額(△6)、各種特約条項の付帯等)によって、保険料は、お客様ごとに異なります。実際に適用される保険料については、代理店または弊社までお問い合わせください。

このパンフレットは、請負業者賠償責任保険の概要をご紹介します。

詳細については、賠償責任保険普通保険約款、請負業者特別約款およびセットされる特約条項をご参照ください。

なお、保険金のお支払条件・ご契約手続、その他ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または弊社まで、お問い合わせください。ご契約に際しては、必ず重要事項説明書をご確認ください。

もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

ご契約者と被保険者が異なる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。また、弊社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご契約の際のご注意

●告知義務

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※弊社の代理店には、告知受領権があります。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の可否をご検討ください。

●通知義務

ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、

ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

●他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

●保険料についての注意点

保険料は、保険証券に記載の払込期日までに払い込みください。払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。

保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時に払い込みください。保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただきます。

●解約と解約返れい金

ご契約の解約(ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせること)については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。

ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

●保険証券

ご契約後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。

●代理店の業務

代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間を経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外の方である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。


(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-868-100**

受付時間: 午前9時~午後8時(平日、土日祝とも)

※土日祝の受付時間は、2018年4月1日より午前9時~午後6時に変更となります。

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて地球の安心・安全をひろげます。

E14-82880(2)改定201708

1703-ER04-08086-201707